

健保：標準報酬月額等の等級区分変更

第四八級	一、二七〇、〇〇〇円	一、二三五、〇〇〇円以上	一、二九五、〇〇〇円未満
第四九級	一、三三〇、〇〇〇円	一、二九五、〇〇〇円以上	一、三五五、〇〇〇円未満
第五〇級	一、三九〇、〇〇〇円	一、三五五、〇〇〇円以上	

を有する市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）に、「ついでに、政令で定めるところにより、支払基金が退職被保険者等所属市町村に対して交付する」を「ついでに、」もつて充てる」を「交付する」に改め、同項第二号中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に改め、同項第三号中「厚生労働省令」を「厚生労働省令で」に改め、同条第三項ただし書中「すべての退職被保険者等所属市町村」を「全ての退職被保険者等所属市町村」に、「各退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に改める。

附則第八号第一項中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に、「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に、「政令で」を「政令で」に、「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に改め、「同項の」を削る。

附則第九号の見出しを「国の負担等に関する読替え」に改め、同条第一項中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に改め、同条第二項中「第七十六条第一項」を「第七十六条第二項」に、「保険者」を「組合は」に、「組合」を「組合は」に改める。

附則第十号第一項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。」を削る。

附則第十二号第二項、第十三号第二項及び第十五号中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に改める。

附則第十六号中「これらの規定」を「同法第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十六条」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「被用者保険等保険者」との下に、「同法第三十四条第二項中「保険者（国民健康保険にあつては、都道府県）」とあるのは「被用者保険等保険者」とを加える。

附則第十七号第二号中「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属市町村」に改め、「附則第七号第一項の」を削る。

附則第二十一条第一項中「市町村が行う国民健康保険」を「都道府県等が行う国民健康保険」に改める。

附則第二十二号中「及び第七十六条第一項」を「並びに第七十六条第一項及び同条第二項」に改める。

附則第二十四号中「第八十一条の二第五項」を「第七十条第三項」に改め、「の三分の二」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条 都道府県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第八十一条の二第一項各号に掲げる事業のほか、政令で定めるところにより、財政安定化基金を当該都道府県内の市町村に対する改正法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てることができる。

第五条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表中	第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上
を	第四七級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

健保：標準賞与額の上限定額変更

第四十五条第一項ただし書中「五百四十万円」を「五百七十三万円」に改める。

第四十七条第二号中「名称被保険者の」の下に「同月の」を加える。

第六十三条第二項第三号中「必要な療養」の下に「(次号の患者申出療養を除く。）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「患者申出療養」という。）第六十三条に次の四項を加える。

4 第二項第四号の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の申出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者申出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により第二項第四号の申出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めなかつた場合には、理由を付して、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

第七十条に次の一項を加える。

3 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であつて厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

第七十六条第五項中「第八十八条第十一項において単に」を「以下」に、「第八十八条第十一項において」を「以下」に改める。

第八十二条第一項中「第七十条第一項」の下に「第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十條第七項及び第一百四十九條において準用する場合を含む。若しくは第三項」を加え、「これらの規定を第八十五条第九項」を「第八十五条第九項」に、「第四号」を「第五号」に改める。

第八十五条第二項中「食費の状況」の下に「及び特定介護保険施設等（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額」を加え、同条第四項中「食費の状況その他の」を「勘案又はしん酌すべき事項に係る」に改める。

第八十六条第一項及び第四項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

第九十条第二項及び第九十五条第六号中「療養の給付を受けることができる者」を「被保険者」に改める。

第九十九条第一項を次のように改める。

被保険者（任意継続被保険者を除く。第二百一条第一項において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

第九十九条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下この項において同じ。)を平均した額の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)

一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

3 前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二百二条中「として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額(その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第九十九条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の支給について準用する。

出産手当金を支給する場合(第八十八条第三項又は第四項に該当するときを除く。)においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる出産手当金の額(同条第二項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書の規定により算定される出産手当金の額との合算額)が、第九十九条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第二百三条第二項中「支払われた傷病手当金」の下に「(前項ただし書の規定により支払われたものを除く。)」を加える。

第八十八条第一項中「負傷し、又は出産した」を「又は負傷した」に、「傷病手当金又は出産手当金を」を「傷病手当金を」に改め、同項ただし書中「傷病手当金又は出産手当金の」を「第九十九条第二項の規定により算定される」に改め、「少ないとき」の下に「(第二百三条第一項又は第三項若しくは第四項の規定に該当するときを除く。)」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「当該傷病手当金の額(第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)」を「第九十九条第二項の規定により算定される額」に改め、同項ただし書中「ときは、その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額」を「場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「が、傷病手当金の額(前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額)」を「以下この項において「障害年金の

額」という。)が、第九十九条第二項の規定により算定される額」に、「その差額(その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額)」を「当該額と次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額との差額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 障害年金の額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 出産手当金の額(当該額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額)と障害年金の額のいずれか多い額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額(当該額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額)と障害年金の額のいずれか多い額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 当該受けることができる報酬の全部又は一部の額及び前項ただし書の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額)と障害年金の額のいずれか多い額

第九十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

第九十九条第一項中「前条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項ただし書中「同項ただし書」を「同条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書又は第四項ただし書」に改める。

第九十九条第三項及び第三十一条第一項中「評価療養」の下に「患者申出療養」を加える。

第九十九条第一項中「健康診査その他の」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る」に改め、「被保険者等」という。の下に「自助努力についての支援その他の被保険者等の」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「行う」の下に「被保険者等の」を加え、「必要な指針を公表する」を「指針の公表 情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険者は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に關する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第二百五十三條第一項中「千分の百六十四」を「千分の百三十」に改める。

第二百五十條第一項中「千分の百二十」を「千分の百三十」に改める。

第二百五五條の三の次に次の一条を加える。

第二百五五條の四 保険者は、第七十六條第五項(第八十五條第九項、第八十五條の二第五項、第八十六條第四項、第一百十條第七項及び第一百四十九條において準用する場合を含む。第一号において同じ。同号において同じ。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に關する事務(第七十六條第五項及び第八十八條第十一項に規定する事務を除く。)